

# 指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物（無脊椎動物）

## 1 指定希少野生動植物および特別指定希少野生動植物 一覧

### 無脊椎動物選定にあたっての基本方針

無脊椎動物は全動植物の種数の約6割を占めているが、捕獲してみなければ種を同定することの出来ないものがほとんどである。

また、無脊椎動物の多くの種については、長野県に生息しているか否か、絶滅に瀕しているか否かさえ十分に分かっていない。

加えて、多くの無脊椎動物において、その個体数が毎年、何十倍、何百倍という単位で変動するなど、個体数の増減が非常に大きく、採集圧よりも、生息環境の改変が、種の絶滅や衰退に大きな影響を与える。

無脊椎動物を保護していくためには、各々の種の生息地や置かれている状況を十分に把握するとともに、生息地を含めた具体的な保護対策をとることが大切となる。このことから、多くの方々に関心を持っていただき、調査や研究がより活発に行われ、それらの調査、研究の結果が適切に公表され、生息地情報が集積されることが重要であると考えます。今後、無脊椎動物の保護対策を講じていくためには、十分な情報の集積が必要であり、この情報の集積を困難にする広い規制は、好ましくないと判断した。

以上のことから、無脊椎動物の指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の選定にあたっては、既に十分な生息地等の情報がそろい、種の同定が容易に可能な種であり、かつ、採集圧の影響が大きいと判断される種を基本とすることとした。

### 指定希少野生動植物

### 5種、12亜種及び2地域個体群

#### 種指定

タカネキマダラセセリ(北アルプス亜種)	タカネキマダラセセリ(南アルプス亜種)
クモツマキチョウ(南アルプス・八ヶ岳連峰亜種)	ミヤマモンキチョウ(浅間連山亜種)
オオルリシジミ	オオイチモンジ
ゴマシジミ(本州中部亜種)	ゴマシジミ(八方尾根・白山亜種)
タカネヒカゲ(北アルプス亜種)	アサマシジミ(中部高地帯亜種)(ヤリガタケシジミ)
アサマシジミ(中部低地帯亜種)	クモツマキチョウ(北アルプス・戸隠亜種)
ミヤマモンキチョウ(北アルプス亜種)	

#### 地域個体群指定


チャマダラセセリ (木曾町開田高原個体群)	ヒメヒカゲ (岡谷市・塩尻市個体群)
--------------------------	-----------------------

### うち、特別指定希少野生動植物

### 3種、1亜種

タカネヒカゲ(八ヶ岳亜種)	ミヤマシロチョウ
フサヒゲルリカミキリ	アカハネバッタ

## 2 指定理由

 : 特別指定希少野生動植物

### (1) 種の指定

整理番号	種及び亜種の名称	指定の理由
*1	1 タカネキマダラセセリ (北アルプス亜種)	亜高山帯のイワノガリヤスが生育する草原の極めて限られた地域に生息するもので、個体数が著しく少なく、かつ、採集圧等によりその個体数の減少が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
	2 タカネキマダラセセリ (南アルプス亜種)	亜高山帯のイワノガリヤスが生育する草原の極めて限られた地域に生息するもので、個体数が著しく少なく、かつ、採集圧等によりその個体数の減少が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
	3 クモツマキチョウ (南アルプス・ハケ岳連峰亜種)	高標高地の河川敷及び溪流沿いの草地、荒地等に生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、荒地の森林化、採集圧等によりその個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
	4  ミヤマシロチョウ	亜高山帯の草原、牧場、溪流沿い等に生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、草原植生の遷移、高原の開発、採集圧等によりその個体数が特に著しく減少しており、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
	5 ミヤマモンキチョウ (浅間連山亜種)	森林限界以上の高山草原にのみ生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、草原植生の遷移、採集圧等によりその個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
	6 オオルリシジミ	里山から高原までにかけての陽当たりの良い草地、堤防の土手、あぜ等に生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、草原植生の遷移、採集圧等によりその個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も継続した活動が期待されるため。
	7 オオイチモンジ	主に亜高山帯の溪流沿い、山腹等に生息するもので、個体数が著しく少なく、かつ、採集圧等によりその個体数の減少が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
	8  タカネヒカゲ (ハケ岳亜種)	森林限界以上のハイマツ帯のガレ場に生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、採集圧等によりその個体数が特に著しく減少しており、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
*2	9  フサヒゲルリカミキリ	ユウスゲが生育する草原の極めて限られた地域だけに生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、植生の遷移、採集圧及びシカによる食草の被食圧により、その個体数及び生息地が特に著しく減少しており、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
*3	10  アカハネバツタ	草原に生息する種で、県内では約50年ぶりに、国内でも約30年ぶりの生息確認を受け、2015年長野県版レッドリストで絶滅から絶滅危惧Ⅰ類にランクを変更した。 本種は捕獲のために海外渡航する愛好家がいるほど人気の高い種であり、国内での発見に伴う高い捕獲圧が想定されることから、捕獲による絶滅の危険性から保護を図る必要があるため。

*4	11	ゴマシジミ (本州中部亜種)	主に里地里山の管理された草地に生息する亜種である。里地里山の管理放棄や開発等による生息環境の変化に伴って生息個体数が減少しており、採集圧も懸念されるため、保護を図る必要がある。また、県民等からの保護の要請も高い。
	12	ゴマシジミ (八方尾根・白山亜種)	山岳域の草地に生息する亜種である。生息環境の変化に伴う生息個体数の減少が懸念されており、採集圧も懸念されるため、同種の本州中部亜種との一体的な保護が望ましい。また、県民等からの保護の要請も高い。
	13	タカネヒカゲ (北アルプス亜種)	森林限界以上の高山帯に生息する亜種である。生息個体数が少なく、採集圧も懸念されるため、既に条例で指定している同種のハヶ岳亜種との一体的な保護が望ましい。また、県民等からの保護の要請も高い。
	14	アサシジミ (中部高地帯亜種) (ヤリガタケシジミ)	高地に生息する亜種である。生息個体数が少なく、生息環境の変化や採集圧が懸念されるため、保護を図る必要がある。また、県民等からの保護の要請も高い。
	15	アサシジミ (中部低地帯亜種)	低地に生息する亜種である。里地里山の管理放棄や開発等による生息環境の変化に伴って生息個体数が減少しており、採集圧も懸念されるため、同種の中部高地帯亜種との一体的な保護が望ましい。また、県民等からの保護の要請も高い。
	16	クモツマキチョウ (北アルプス・戸隠亜種)	高地に生息する亜種である。生息地の地形改変や植生遷移等の生息環境の変化に伴って生息個体数が減少しており、採集圧も懸念されるため、既に条例で指定している同種の南アルプス・ハヶ岳連峰亜種との一体的な保護が望ましい。また、県民等からの保護の要請も高い。
	17	ミヤマモンキチョウ (北アルプス亜種)	森林限界以上の高山帯に生息する亜種である。生息個体数が少なく、採集圧も懸念されるため、既に条例で指定している同種の浅間連山亜種との一体的な保護が望ましい。また、県民等からの保護の要請も高い。

(2) 地域個体群の指定

整理番号	地域個体群の名称	指定の理由
*1	18 ヒメヒカゲ (岡谷市・塩尻市個体群)	里山周辺の草地から高原までにかけての陽当たりの良い草地に生息するヒメヒカゲのうち、分布情報が明らかな最も主要な生息地の個体群であるが、個体数が著しく少なく、かつ、草原植生の遷移、採集圧等によりその個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動の背丈が低く裸地がのぞくような草地及び森林の伐採跡の草地等に生息するチャマダラセセリのうち、分布情報が明らかな最も主要な生息地の個体群であるが、個体数が著しく少なく、かつ、草原植生の遷移及び採集圧等によりその個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
	19 チャマダラセセリ (木曾町開田高原個体群)	

注: 地域個体群とは一つの種のうち、地域的に孤立した集まりのことをいいます。

\*1平成18年3月30日告示、\*2平成22年4月30日告示、\*3平成27年6月22日告示、\*4平成28年4月25日告示